

公益社団法人日本青年会議所 ブロック協議会 災害時における救援相互 標準運営規程

(名称)

第1条 本組織は、公益社団法人日本青年会議所〇〇地区
〇〇ブロック協議会災害支援ネットワーク（以下、J
C〇〇ブロック災害支援ネットワーク）と称する。

(目的)

第2条 本規定は、日常における危機管理の啓発と災害
発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目
的とする。

(構成)

第3条 J C〇〇ブロック災害支援ネットワークは〇〇
ブロック協議会役員とブロック内会員会議所をもって
構成する。

(役員を選任)

第4条 1. 〇〇ブロック協議会会長はJ C〇〇ブロッ
ク災害支援ネットワーク会長に就任する。

2. J C〇〇ブロック災害支援ネットワーク会長の任命
により、〇〇ブロック協議会会員会議所理事長及び会
務系副会長はJ C〇〇ブロック災害支援ネットワー
ク副会長に就任する。（副会長の人選、エリア分け等ブ
ロックの内情に応じ変更）

3. J C〇〇ブロック災害支援ネットワーク役員
の就任については、当該年度の前年度の〇〇ブロッ
ク協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

(役員任期)

第5条 役員任期は、毎年1月1日から同年12月3
1日までとする。

(事務局)

第6条 1. J C〇〇ブロック災害支援ネットワー
ク事務局は、〇〇ブロック協議会事務局内に置く。また
〇〇ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれJ
C〇〇ブロック災害支援ネットワーク事務局長と同事
務局員を兼任する。J C〇〇ブロック災害支援ネット
ワーク担当委員会が存在する場合には、連携して職務
にあたるものとする。

2. 〇〇ブロック協議会事務局が役割を遂行することが
困難な場合には、J C〇〇ブロック災害支援ネットワ
ーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

(J C〇〇ブロック災害支援ネットワークの発動)

第7条 1. 〇〇ブロック内の地域で災害等が発生した
とき、J C〇〇ブロック災害支援ネットワーク会長が

必要と認めた場合、J C〇〇ブロック災害支援ネット
ワークを発動し、本部を設立する。（順序やエリア分
け等各ブロックの内情に順ずる）

2. 1項と同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を、
J C〇〇ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は
情報支援本部をそれぞれ設立する。（順序やエリア分
け等各ブロックの内情に順ずる）

3. 〇〇ブロック外の地域で災害等が発生したとき、J
C〇〇ブロック災害支援ネットワーク会長が必要と認
めた場合、J C〇〇ブロック災害支援ネットワークを
発動し、本部を設立する。（順序やエリア分け等各ブ
ロックの内情に順ずる）

4. 3項と同時に、J C〇〇ブロック災害支援ネットワ
ーク担当副会長は情報支援本部を設立する。（順序や
エリア分け等各ブロックの内情に順ずる）

5. J C〇〇ブロック災害支援ネットワーク会長が1項
及び3項を遂行することが困難な場合、J C〇〇ブロッ
ク災害支援ネットワーク担当副会長が代行してこれ
を行う。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順
ずる）

6. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。（順
序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）

7. J C〇〇ブロック災害支援ネットワークが発動され、
本部が設立された後、その旨を〇〇ブロック協議会役
員会議にて報告をしなければならない。

(本部役員を選任)

第8条 1. J C〇〇ブロック災害支援ネットワー
ク会長は原則として本部長に就任する。

2. 本部長はJ C〇〇ブロック災害支援ネットワー
ク副会長より副本部長、支援情報本部長、現地対策本部長
を任命する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情
に順ずる）

3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命する
ことが出来る。（順序やエリア分け等各ブロックの内情
に順ずる）

4. 第7条3項でJ C〇〇ブロック災害支援ネットワ
ーク会長を代行したJ C〇〇ブロック災害支援ネットワ
ーク副会長は暫定の本部長となるが、その任期はJ C
〇〇ブロック災害支援ネットワーク会長が本部長への
就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断さ
れた場合、または解散するまでとする。（順序やエリ
ア分け等各ブロックの内情に順ずる）

(本部役員職務)

第9条 1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人日本
青年会議所〇〇地区協議会との連携を取る。

2. 副本部長は、本部長を補佐する。

3. 現地対策本部長は、現地対策本部を統括し、被災地と現地対策本部の調整をはかり支援情報本部に報告する。
4. 支援情報本部長は、支援情報本部を統括し、本部と現地対策本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
5. 本部役員はJCOOブロック災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

(解散)

第10条 本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、OOブロック協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

(継続)

第11条 JCOOブロック災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所OO地区OOブロック協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

(付則) 2000年〇月〇日 施行

2000年〇月〇日 改訂

公益社団法人日本青年会議所OO地区協議会

JC地区災害支援ネットワーク

OO地区協議会 会長 印

OOブロック協議会会長 印

OOブロック協議会会長 印

OOブロック協議会会長 印

2000年〇月〇日

附 則

この規程は、平成24年7月20日から施行する。

平成22年10月16日 制定

平成24年 7月20日 改定